⑵　５万円を超える元本等
清算株式会社は、本件協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日までに、元本等のうち５万円を超える部分につき、7.3%に当たる額を弁済する。
⑶　安田善光らの協定債権
清算株式会社は、安田善光らに対し、本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌々月の末日までに、元本等の３%に当たる額を弁済する。
２　権利の変更
本件協定債権者及び安田善光らは前記１による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　調整条項
前記１の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。
この場合においては、本件協定債権者が前記２の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
４　弁済に関するその他の事項
⑴　弁済の場所
協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
ただし、協定債権者が振込口座を指定しない場合には、代表清算人の事務所住所（大阪市中央区北浜２丁目５番23号　小寺プラザ12階）において弁済を行う。
⑵　債権の合算
本協定による弁済額の算定、権利の変更に当たっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、協定債権者ごとにすべての債権を合算して１個の債権とみなす。
⑶　弁済額における端数の処理
前記１⑵及び⑶の割合により算定された各弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
⑷　債権譲渡等がされた場合の取扱い
特別清算開始命令発令日（平成21年６月25日）以降、協定債権の譲渡を原因として、協定債権の全部又は一部について協定債権者の変更があった場合においても、弁済額の算定、権利の変更は、協定債権者の変更前の債権額を基準として行う。この場合、協定債権の譲渡人及び譲受人への弁済は、協定の認可決定の確定時における債権額（変更後の債権額）の割合に応じて行う。
⑸　優先債権への弁済
一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権は、随時これを支払う。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

関係人集会期日等

平成２２年（ミ）第１号
大阪市北区兎我野町９番15号
更生会社　株式会社ホテル関西
平成２２年（ミ）第２号
大阪市北区兎我野町９番15号
更生会社　株式会社関西エコノミー
１　関係人集会
期日　平成22年８月31日午後２時30分
場所　大阪地方裁判所第６民事部
第６債権者集会室（第二別館３階）
目的　更生計画案の決議
２　議決権の行使方法　会社更生法189条２項３号の方法（同項２号の方法による場合の投票は会社更生規則52条２項１号の方法による。）
３　書面投票期間　平成22年７月２日から平成22年８月27日まで
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年８月10日
平成22年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

配当表認可

平成１８年（船）第１号
大韓民国ソウル市ジョングノーグ　ソウリンードン88　ソウリンビル12階
申立人　ジン・ヤン・シッピング・カンパニー・リミテッド
主文　配当表を認可した。
平成22年７月１日
山口地方裁判所民事第１部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号
鳥取県倉吉市中河原555番地
再生債務者　中井酒造株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　鳥取県鳥取市元魚町２―105アイシンビル５階　リーガルアライアンス鳥取あおぞら法律事務所　弁護士　瀬古　智昭
平成22年６月30日　　鳥取地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２６号
大阪市住吉区杉本２丁目32番18号
再生債務者　株式会社大久木材
１　決議に付する再生計画案　平成22年６月28日付け管財人提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月10日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月26日
平成22年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（再）第３８号
大阪市中央区高津３丁目６番24号
再生債務者　アカシヤ株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年６月17日付け再生債務者提出の変更再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月12日午後２時
⑵　会議の目的　変更再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月29日まで
平成22年６月29日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第３４号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目４番３号
再生債務者　株式会社栄伸興業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部
平成１８年（再）第２号
熊本県八代市本町４丁目３番15号
再生債務者　株式会社飯田工業所
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画が遂行された。
平成22年７月１日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３７号
栃木県鹿沼市南上野町499番地34
再生債務者　鈴木　宣樹
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月５日から平成22年８月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部
平成２２年（再イ）第４４号
栃木県宇都宮市豊郷台２丁目19番地９
再生債務者　松下　　靖
１　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月５日から平成22年８月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部